

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱

制定	平成23年	4月28日	市長決裁
改正	平成30年	6月11日	農水局長決裁
	平成30年	12月5日	農水局長決裁
	令和元年	9月2日	農水局長決裁
	令和2年	4月1日	農水局長決裁
	令和3年	6月23日	農水局長決裁
	令和4年	2月1日	農水局長決裁
	令和4年	12月1日	農水局長決裁
	令和5年	12月19日	農水局長決裁
	令和6年	6月20日	農水局長決裁
	令和6年	6月28日	農業支援課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保するとともに農作物及び生活環境への被害防止を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「法律」という。）第39条第2項に規定する狩猟免許及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項に規定する銃砲所持許可（以下「狩猟免許等」という。）の取得者に対して交付する熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる狩猟免許等の種類)

第2条 補助の対象となる狩猟免許等の種類は、次のとおりとする。

- (1) わな猟免許
- (2) 第一種銃猟免許
- (3) 銃砲所持許可

2 前項第1号に掲げる免許については、補助金の交付を受けようとする年度内に取得することを要するものとする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる免許（以下「銃猟免許」という。）については、補助金の交付を受けようとする年度内に対で取得することを要するものとする。ただし、第1項第3号が審査期間経過等により別途熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金募集要領（以下「要領」という。）に定める申請受付期間終了後に交付される場合は、この限りではない。

（銃砲所持許可が別途要領に定める申請受付期間終了後に交付される場合の取扱い）

第3条 前条第3項ただし書きの場合、補助金の交付申請及び交付決定は、同条第1項第2号及び第3号に係るものについて、翌年度に併せて行うものとする。

(補助対象者の要件)

第4条 次の補助金の交付を受けることができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) わな猟免許取得補助金

ア 新規にわな猟免許を取得した者。（ただし、更新は除く。）

イ 狩猟災害共済又は損害保険（保険金額3千万円以上）などに加入しており、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により他人に生じた損害に対して、賠償し得る能力を有する者。

ウ 熊本市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない者であって、次のいずれかに該当すること。

(ア) 熊本市有害鳥獣駆除隊、熊本市有害鳥獣地域駆除隊又は法律第18条の2により都道府県知事の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者のいずれかの構成員であること。

(イ) 農林業被害の防止のため、農林業者又は農業を営む農業法人の従業員（非正規雇用は除く）が、自らの事業地内（借地を含む）において有害鳥獣捕獲を行うこと。

(ウ) 農林業被害の防止のため、農林業者又は農業を営む農業法人から委任を受けた者が、委任を受けた土地において有害鳥獣捕獲を行うこと。

(エ) 市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の構成員であること。ただし、市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の構成員は、自治会等の代表者から推薦を受けた者に限る。

(2) 銃猟免許取得補助金

ア 新規に銃猟免許を取得した者。(ただし、更新は除く。)

イ 熊本市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない者であって、熊本市有害鳥獣駆除隊、熊本市有害鳥獣地域駆除隊のいずれかの構成員である者。

(補助)

第5条 市長は、前条に規定する対象者が第7条に規定する申請をしたときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費及び補助金の交付限度額は、次の表に定めるとおりとし、実際に銃猟免許等取得に要した経費を上限とする。ただし、当該額に100円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てた額とする。

わな猟免許

補助対象経費	補助金交付限度額
初心者銃猟講習会受講料	11,000円
銃猟免許試験申請手数料	5,200円
医師の診断書料	5,000円
銃猟者登録手数料	1,800円
わな損害賠償保険料	4,000円

銃猟免許

	補助対象経費	補助金交付限度額
関連 免許取得	初心者銃猟講習会受講料	11,000円
	銃猟免許試験申請手数料	5,200円
	医師の診断書料	5,000円
手続 銃砲所持許可 関連	初心者銃猟講習会受講料	6,900円
	射撃教習資格認定申請料	8,900円
	射撃教習受講料	38,000円
	医師の診断書料	5,000円

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、熊本市有害鳥獣捕獲対策銃猟免許等取得補助金交付申請書及び実績報告(様式第1号)に次の各号の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 銃猟免状の写し(第4条第2号の補助金の交付を受けようとする者については、銃猟免状と銃砲所持許可の写し)
- (2) 第6条に定める経費に要した領収書の写し又は経費を支払ったことを確認できる証明書等の原本の提示又は写しの提出
- (3) 銃猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証明する書面の写し又はそれに準ずる資力信用を証明する書面の写し
- (4) 市税滞納有無調査承諾書(様式第4号)
- (5) 第4条第1号ウの(イ)又は(ウ)に該当する者にあつては、農地基本台帳記載事項証明書(熊本市農業委員会発行)その他申請者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類(ただし、申請者が第4条第1号ウの(ウ)に該当する場合は、委任を受けた土地の所有者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類)又は申請者が農業法人の従業員の場合は雇用証明書(様式第5号)
- (6) その他市長が求めるもの

2 前項に規定する申請は、狩猟免許等取得後、別途要領に定める申請受付期間内に速やかに行わなければならない。

(補助金の交付決定及び交付確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金交付の決定及び確定を行い、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条に規定する通知書を受けたときは、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 9月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年12月 1日から施行し、同年 4月 1日から適用する。ただし、第2条並びに第1号様式中「熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会」とあるのは、令和 4年 5月30日までの間、「熊本市農畜産物有害鳥獣対策協議会」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5年12月19日から施行し、同年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6年 6月20日から施行し、同年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6年 6月28日から施行し、同年 4月 1日から適用する。

様式第1号 (第7条関係)

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付申請書及び実績報告

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者

住 所	熊本市 _____
氏 名	_____
電話番号	_____ - _____

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金の交付を受けたいので、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

わな猟免許

補助対象経費区分	補助限度額	補助交付申請額 (百円未満切捨て)	
初心者狩猟講習会受講料	11,000円	金	円
狩猟免許試験申請手数料	5,200円	金	円
医師の診断書料	5,000円	金	円
狩猟者登録手数料	1,800円	金	円
わな損害賠償保険料	4,000円	金	円
計	27,000円	金	円

銃猟免許

補助対象経費区分		補助限度額	補助交付申請額 (百円未満切捨て)	
関連 免許取得	初心者狩猟講習会受講料	11,000円	金	円
	狩猟免許試験申請手数料	5,200円	金	円
	医師の診断書料	5,000円	金	円
手続き関連 銃所持許可	初心者銃講習会受講料	6,900円	金	円
	射撃教習資格認定申請料	8,900円	金	円
	射撃教習受講料	38,000円	金	円
	医師の診断書料	5,000円	金	円
計		80,000円	金	円

2 添付書類

- (1) 狩猟免許の写し（熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱第4条第2号の補助金の交付を受けようとする者については、狩猟免許と銃砲所持許可の写し）
- (2) 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱第6条に定める経費に要した領収書の写し又は経費を支払ったことを確認できる証明書等の原本の提示又は写しの提出
- (3) 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証明する書面の写し又はそれに準ずる資力信用を証明する書面の写し
- (4) 市税滞納有無調査承諾書（様式第4号）
- (5) 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱第4条第1号ウの（イ）又は（ウ）に該当する者にあつては、農地基本台帳記載事項証明書（熊本市農業委員会発行）その他申請者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類（ただし、申請者が熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱第4条第1号ウの（ウ）に該当する場合は、委任を受けた土地の所有者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類）又は申請者が農業法人の従業員の場合は雇用証明書（様式第5号）
- (6) その他市長が求めるもの

3 市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の代表者の推薦

有害鳥獣による生活環境被害防除対策を実施するため、

【申請者】 _____ を地域の有害鳥獣捕獲の担い手として推薦します。

年 月 日

【推薦者】 _____ 校区 _____

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付決定及び交付確定通知書

申請者 住所
氏名 様

熊本市長

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のありました熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付について、下記のとおり決定及び確定したので、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

金 _____ 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付の対象は、様式第1号に記載されたとおりとします。
- (2) 熊本市域内で、率先して有害鳥獣の捕獲活動に従事される方とします。
- (3) 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定及び交付確定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者

住 所	熊本市 _____
氏 名	_____
電話番号	— —

年 月 日付け発第 号により交付決定及び交付確定通知のあった熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金について、熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

金 円

振込先

振込先金融機関名		銀行・金庫 農協・組合	本店・支店 本所・支所						
預金種目		普通・当座	口座 番号						
振込 口座 名義	住 所								
	(フリガナ)								
	氏 名								

担当課

市税滞納有無調査承諾書

熊本市の有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 宛

申請者

住 所 熊本市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

納税課確認欄

- 申請者
1. 滞納なし
 2. 滞納あり 市民税（特徴・普徴） ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他（ _____ ）
 3. 滞納あり （分割納付約束履行中）
（滞納解消予定時期 _____ 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

雇用証明書

年 月 日

住 所：

生年月日：

氏 名：

上記の者につき、以下の通り雇用関係にありますことを証明します。

記

- 勤務時間： 時 分 から 時 分 まで
- 就業場所：
- 勤務日：
- 入社年月日：
- 業 種：
- 職務の内容：
- 雇用形態の別： 正規 ・ 非正規
- その他

以上

所 在 地

事業者名
代表者氏名